

# 地域まちづくりのあり方検討会資料

NEXT FUTURE

令和 5 年 1 月 30 日



地域振興部

地域コミュニティ課

大正13年 4月	宮崎市施行 宮崎町・大淀町・大宮村の廃置分合
昭和 7年 4月	憶村と合併
昭和18年 4月	赤江町と合併
昭和26年 3月	瓜生野村、木花村、青島村、倉岡村と合併
昭和32年10月	住吉村と合併
昭和38年 4月	生目村と合併
<u>平成10年 4月</u>	<u>中核市に移行</u>
<u>平成18年 1月</u>	佐土原町、田野町、高岡町と合併 <u>地域自治区制度導入</u>
平成22年 3月	清武町と合併
令和6年 4月	市制施行100周年

## 【背景】

平成12年7月～

支所のあり方検討

平成15年1月～

市町村合併の協議

→ 地方自治法の改正

## 【設置目的】

平成18年1月～

地域自治区制度の  
導入

地域社会の住民自治力（地域力）を高め、行政とのパートナーシップのもとで、効果的・効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りのもてる地域をつくる。

出典：地域自治区マニュアル  
（平成17年12月宮崎市）

1 地域の核となる組織の形成・拡充の必要性

2 地域のコミュニティ機能や行政の支援体制の強化

3 地域の特性を生かした地域まちづくり  
（地域と行政の協働のまちづくりの推進）

1 地域の多様性を生かした住民主体のまちづくりを推進する。

2 多様な主体による協働を推進し、自律性の高いコミュニティを形成する。

3 地域住民の声を市政や地域のまちづくりに反映する。

4 地域と行政が有する情報のほか、地域ニーズや課題等を共有する。

5 一部の行政サービスを提供し、市民生活の利便性を高める。

平成17年 宮崎市地域自治区設置検討委員会・地域自治区地区検討会  
地域自治区の区割り等の検討

平成17年 9月 ● 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例

平成18年 1月 ● 1市3町合併・**地域自治区制度の導入**  
旧宮崎市域に15の地域自治区  
合併した佐土原・田野・高岡の旧町域には合併特例区を設置

平成21年 6月 ● 地域自治区制度の分離（大宮・東大宮）

平成22年 3月 ● 清武町との合併  
旧清武町に合併特例区の設置

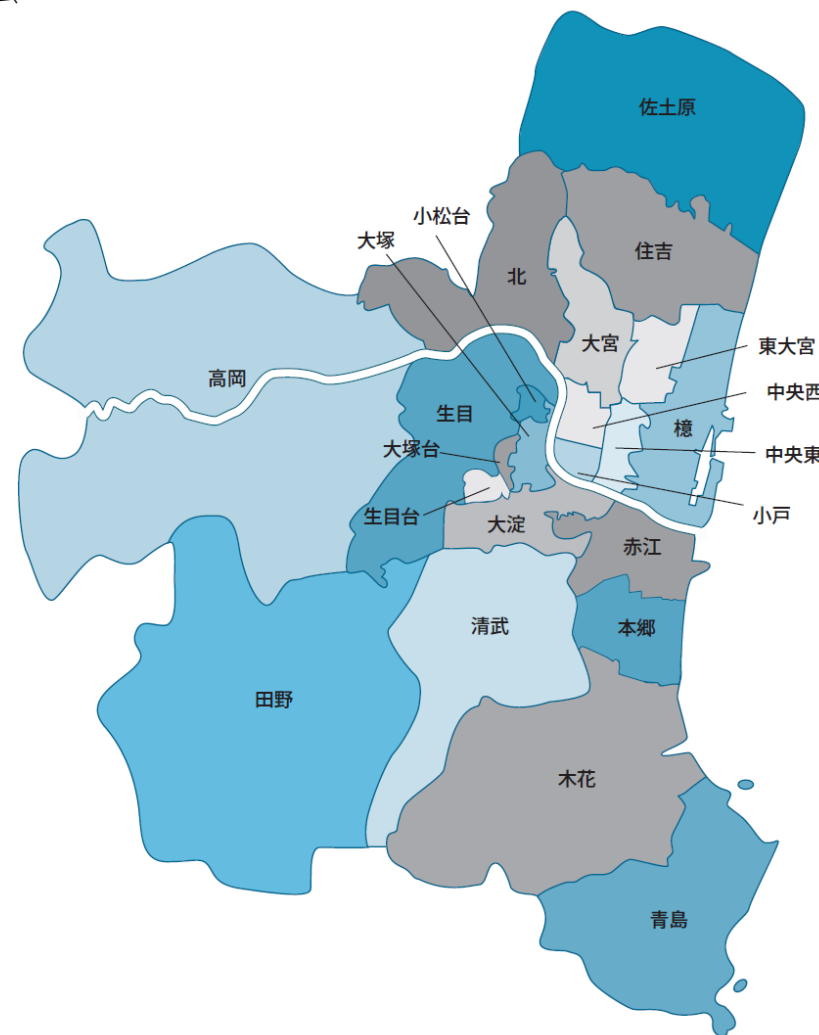
6月 ● 地域自治区制度の分離（大塚台・生目台）

平成23年 3月 ● 佐土原・田野・高岡町合併特例区解散  
→ 地域自治区へ移行

平成27年 3月 ● 清武町合併特例区解散  
→ 地域自治区へ移行

平成28年 4月 ● 地域自治区制度の分離（赤江・本郷）

--- 平成28年4月～ **22の地域自治区**

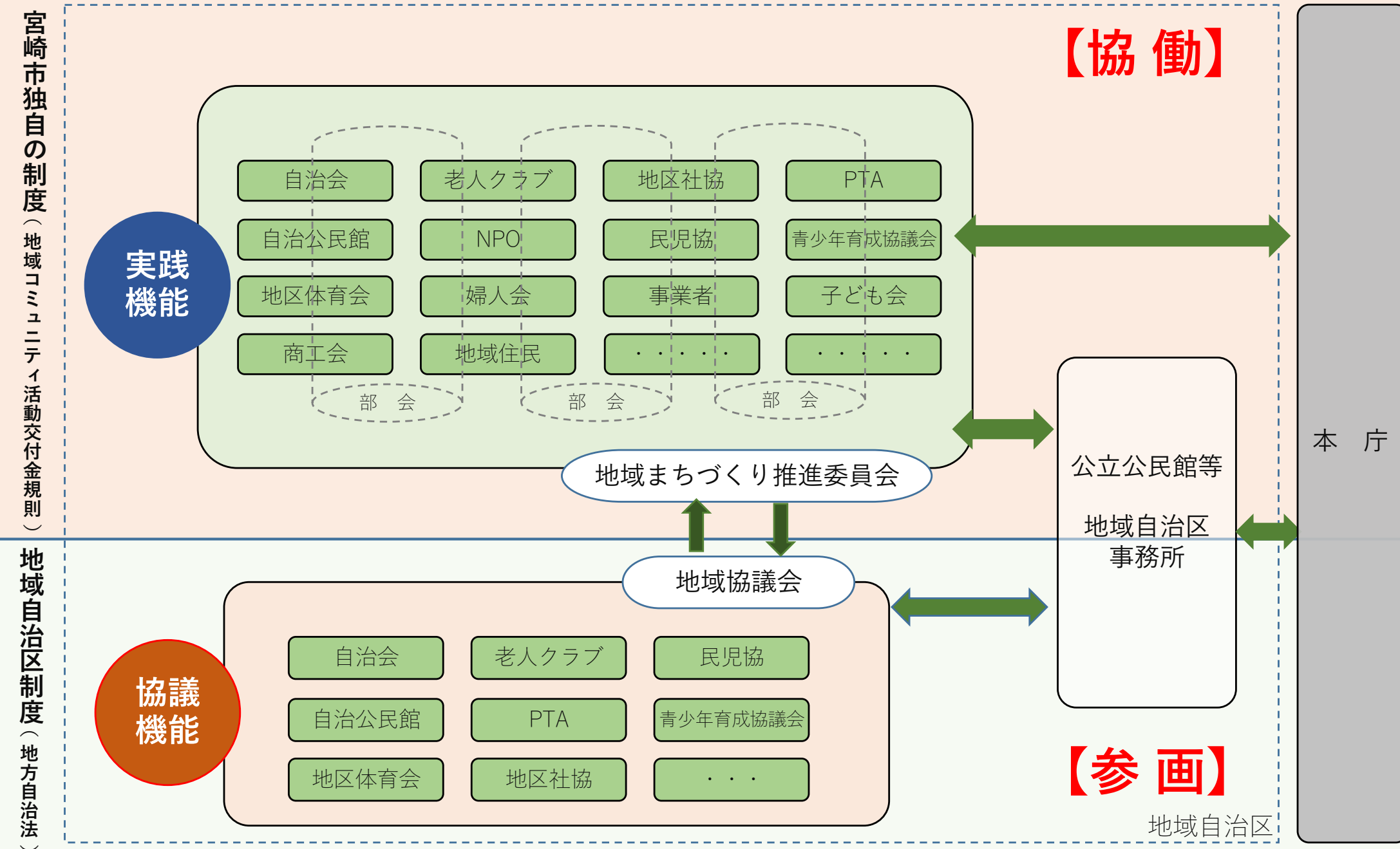


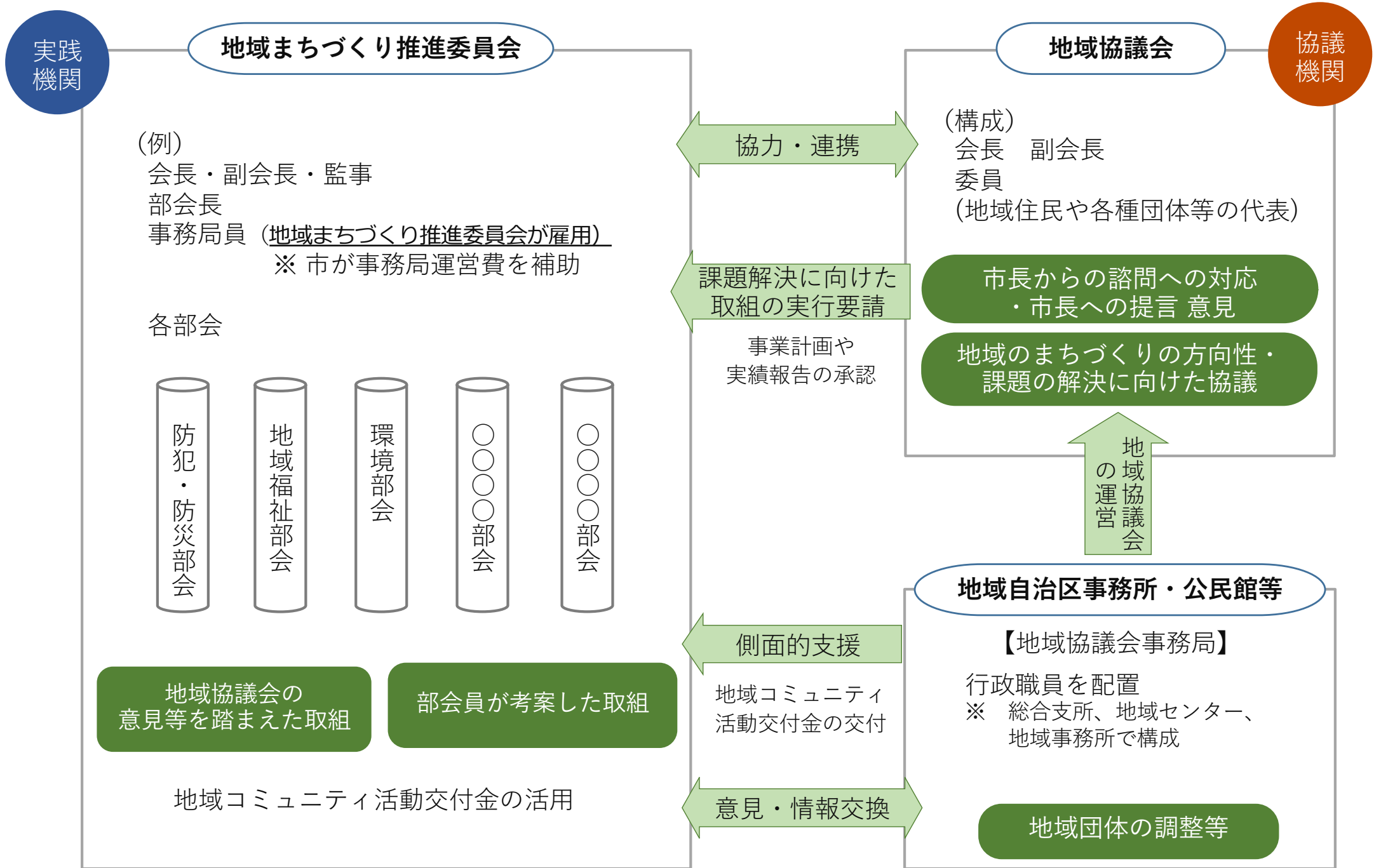
【地域自治区の区割り】

- ①地域のまとまり、昭和の合併前の町村域を基本とする。
- ②行政の効率性を考慮する。
- ③支所の管理区域は、原則、そのままとする。
- ④町・丁・大字を単位とする。

# 宮崎市の地域自治区における地域と行政の協働の仕組み（概要）

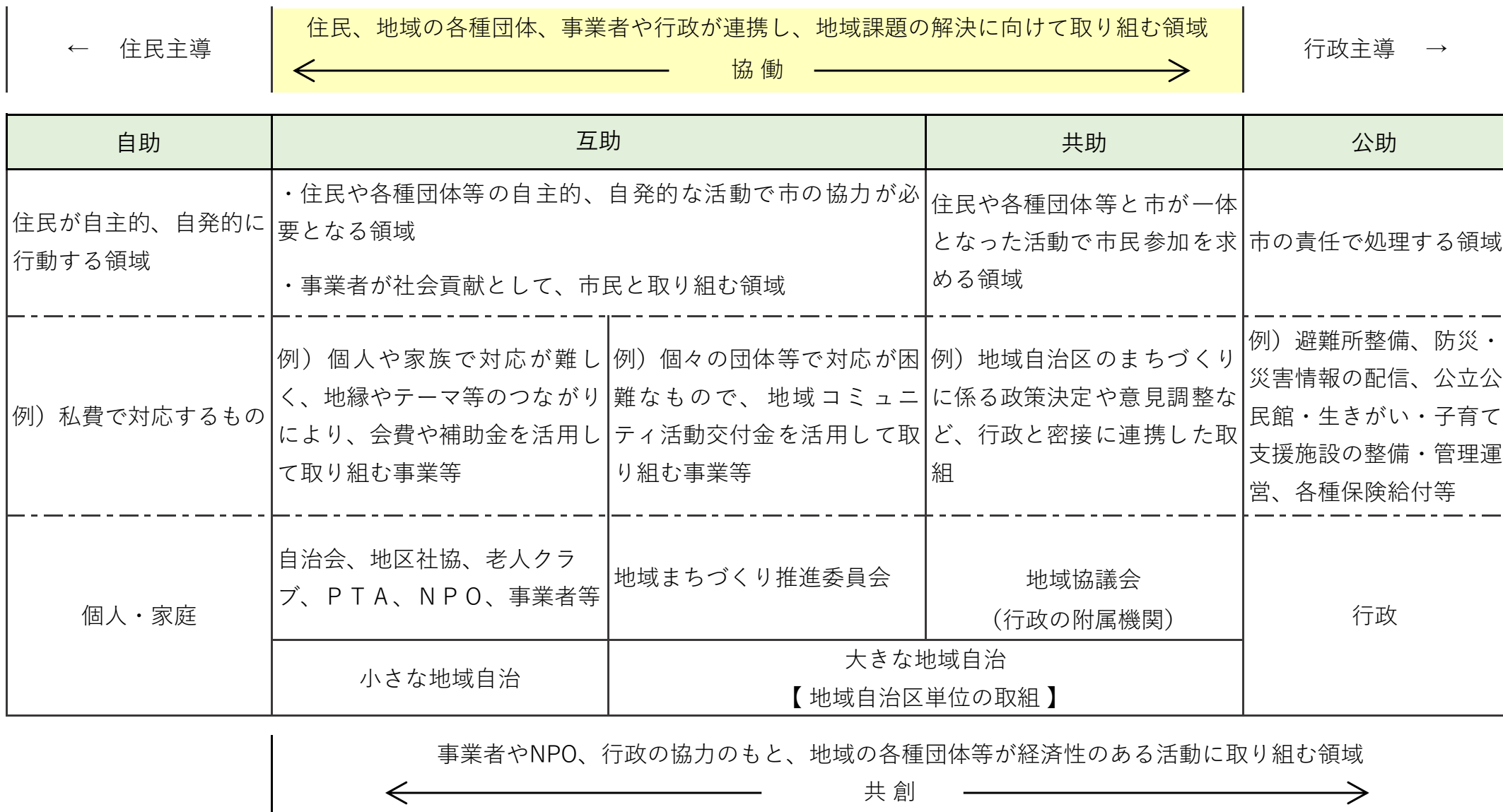
地域協議会は、地方自治法に基づき設置され、市からの諮問について、審議し、意見を述べるとともに、地域課題の解決に向けた協議機能を担っている。地域まちづくり推進委員会は、地域課題の解決に向けた実践機能を担っている。





# <地域と行政の役割> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

市では、市民活動推進基本方針（令和2年3月改訂版）において、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指すため、地域の多様な主体の特性や役割に基づき、下表の通り整理し、地域活動を推進することとしている。



# 宮崎市における地域まちづくりの取組の変遷

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
※地方自治法の改正（地域自治区制度創設）																			
条例・規則・要綱等（抜粋）		H17.10.20 地域協議会委員推薦委員会設置要綱 H18.1.1 地域自治区の設置等に関する条例																	
地域協議会																			
地域まちづくり推進委員会																			
地域コミュニティ活動交付金評価委員会																			
地域まちづくりのあり方検討会																			
市の取組																			
財政支援																			
人材支援																			
地域自治区事務所と公立公民館等の一体的な運営																			



- 地域協議会
- 地域まちづくり推進委員会
- 地域自治区事務所・公立公民館等（行政）
- その他

■ 地域協議会

■ 地域まちづくり推進委員会

■ 地域自治区事務所・公立公民館等（行政）

■ その他

# <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域協議会は、市の附属機関で、地域の各種団体の代表者と公募委員により構成されており、地域課題をはじめ、団体間の連携・協力体制に寄与している。委員の構成では、公募、自治会（自治会連合会）、PTAの割合が高く、その他は「地域まちづくり推進委員会」「保育園・幼稚園」「農業委員会」などとなっている。

## 第9期 地域自治区地域協議会委員の所属団体の状況

令和4年12月末現在

地域自治区	定員	現員	自治会	公民館	民生委	老人ク	社協	子ども	P T A	青少協	体育会	生涯協	商工会	消防団	農協	振興会	その他	公募	計
中央東	18	18	2	1	2	1	2	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	2	18
中央西	18	18	4	1	1	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	5	18
小戸	14	10	2	1	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	10
大宮	20	19	3	1	1	1	1	0	3	1	1	1	0	1	0	1	3	1	19
東大宮	20	20	3	1	1	1	1	0	3	1	1	1	0	1	0	1	1	4	20
大淀	20	17	1	1	2	1	2	0	3	1	0	0	1	1	1	0	0	3	17
大塚	20	20	4	1	1	1	1	1	2	1	1	1	0	1	0	0	2	3	20
櫛	20	20	2	2	2	1	1	0	3	1	2	0	0	0	0	1	2	3	20
大塚台	16	16	1	0	1	1	1	0	2	1	0	1	0	1	0	0	2	5	16
生目台	10	10	2	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	10
小松台	18	18	6	0	2	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	18
赤江	20	20	1	1	2	1	2	0	0	4	1	0	0	1	0	1	4	2	20
本郷	20	17	2	1	2	0	1	0	3	1	0	1	0	0	0	0	5	1	17
木花	20	19	4	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	4	3	19
青島	20	19	2	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	2	3	4	19
住吉	20	20	1	2	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	7	1	20
生目	19	19	1	1	1	1	3	1	3	0	1	0	2	1	1	1	2	0	19
北	18	18	1	1	2	0	2	0	1	1	0	0	1	1	0	2	4	2	18
佐土原	20	19	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	2	1	2	0	3	5	19
田野	18	18	0	1	1	1	0	0	3	1	1	0	1	1	1	0	5	2	18
高岡	17	17	0	4	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	2	4	17
清武	20	19	2	0	2	0	1	0	1	2	1	0	1	1	1	0	5	2	19
合計	406	391	45	23	31	16	26	5	41	25	14	5	12	15	9	11	56	57	391
割合			11.1%	5.7%	7.6%	3.9%	6.4%	1.2%	10.1%	6.2%	3.4%	1.2%	3.0%	3.7%	2.2%	2.7%	13.8%	14.0%	

# <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

一部の地域では、定員を満たしていないところもある。また、女性比率については、多くの地域で4割未満となっている。年齢別の構成では、65歳以上が過半数を占めている。

## 第9期 地域自治区地域協議会委員の状況

令和4年12月末現在

地域自治区	定員	うち公募	現員	男性	女性	女性 比率	年齢層								
							～20	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～
中央東	18	2	18	16	2	11.1%	0	0	0	4	2	1	0	6	5
中央西	18	5	18	9	9	50.0%	0	0	0	7	3	0	2	3	3
小戸	14	5	10	6	4	40.0%	0	0	0	3	1	0	1	3	2
大宮	20	2	19	11	8	42.1%	0	0	0	4	5	2	0	4	4
東大宮	20	4	20	12	8	40.0%	0	0	2	5	2	2	4	2	3
大淀	20	3	17	11	6	35.3%	0	0	0	7	3	1	2	1	3
大塚	20	3	20	13	7	35.0%	0	0	0	3	3	1	3	7	3
憶	20	3	20	18	2	10.0%	0	0	0	5	3	1	1	5	5
大塚台	16	4	16	13	3	18.8%	0	0	0	3	3	0	1	6	3
生目台	10	2	10	6	4	40.0%	0	0	0	2	1	1	4	1	1
小松台	18	2	18	11	7	38.9%	0	0	1	2	1	1	2	5	6
赤江	20	2	20	13	7	35.0%	0	0	1	5	2	1	1	5	5
本郷	20	3	17	11	6	35.3%	0	0	0	3	4	2	1	4	3
木花	20	4	19	11	8	42.1%	1	0	1	2	3	1	2	5	4
青島	20	4	19	12	7	36.8%	0	0	3	1	5	1	0	4	5
住吉	20	1	20	14	6	30.0%	0	0	0	5	1	2	2	6	4
生目	19	0	19	11	8	42.1%	0	0	2	5	3	0	4	4	1
北	18	2	18	12	6	33.3%	0	0	0	1	3	4	0	7	3
佐土原	20	5	19	13	6	31.6%	0	0	0	3	4	0	4	3	5
田野	18	2	18	11	7	38.9%	0	0	1	4	2	2	1	6	2
高岡	17	4	17	10	7	41.2%	0	0	1	4	6	0	2	3	1
清武	20	3	19	13	6	31.6%	0	0	0	4	2	3	5	3	2
合計	406	65	391	257	134	34.3%	1	0	12	83	61	26	42	93	73
			割合	65.7%	34.3%	割合	0.3%	0.0%	3.1%	21.2%	15.6%	6.6%	10.7%	23.8%	18.7%

## <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域協議会の構成員は、地方自治法の規定で「地域自治区の区域内に住所を有する者」となっている。住所要件があることで、地域住民のみで協議することができる一方で、地域の課題等に対して必要な人材を選任できないことがある。

（例：地域包括支援センターなどの地域に密着した事業所等で勤務し、地域とかかわりがあっても、住所要件を満たさなければ、地域協議会委員になることができない。）

### 地方自治法（抄） 第四節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

～（略）～

（地域協議会の設置及び構成員）

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

# <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域協議会では、地域協議会の委員で構成する専門委員会の設置が可能となっており、一部の地域では、地域の特定の課題について、より議論が深められるようになっている。

これまでに14地域自治区で設置され、現在、7地域自治区で11の専門委員会が設置されている。

## 地域自治区地域協議会専門委員会の設置状況

令和4年12月末現在

地域自治区	専門委員会	地域自治区	専門委員会
1 小戸	お宝事業関係	8 木花	<u>木花地区拠点づくり専門委員会</u>
2 大淀	お宝発掘・発展・発信事業検討専門委員会		地域魅力発信プラン改訂委員会
3 大塚	大塚地域自治区道路問題小委員会	9 青島	<u>お宝発掘・発展・発信事業検討委員会</u>
4 億	<u>お宝事業推進専門委員会</u>	10 住吉	地域魅力発信プランの見直し
	<u>地域の課題専門委員会</u>		地域魅力発信プランプロジェクト
	<u>まちづくりプラン検討専門委員会</u>	11 生目	生目地区複合施設建設専門委員会
5 大塚台	<u>お宝発掘・発展・発信事業検討委員会</u>		生目地区コミュニティ交通専門委員会
6 生目台	<u>生目台地区2小学校統合の問題</u>	12 北	<u>北地区まちづくり構想「地域魅力発信プラン」検討専門委員会</u>
7 本郷	本郷拠点づくり検討チーム ⇒本郷モール設置専門委員会へ移行	13 田野	あけぼの地区市有地有効活用検討小委員会
	<u>本郷モール設置専門委員会</u>	14 高岡	地域魅力発信プラン見直し検討委員会
	<u>本郷福祉専門委員会</u>		
	<u>本郷防災専門委員会</u>		

※ 下線は、現在、設置されている専門委員会

## <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域魅力発信プランは全ての地域自治区で地域協議会が中心となって策定されており、地域まちづくり推進委員会はプランに基づき、事業を実施している。また、プランの策定から一定の期間が経過し、住民ニーズや地域課題が多様化する中、プランが地域の実情に合わなくなっている地域では、見直し作業が進められ、改訂している地域もある。

### 地域魅力発信プランの策定状況

令和4年12月末現在

地域自治区	策定年月	計画期間 (－は、期間の定めなし)	改訂の有無 改訂年月	地域自治区	策定年月	計画期間 (－は、期間の定めなし)	改訂の有無 改訂年月
1 中央東	平成26年3月	－	－	12 赤江	平成26年3月	－	－
2 中央西	平成26年3月	平成26年～令和5年	－	13 本郷	平成29年3月	－	－
3 小戸	平成26年3月	－	－	14 木花	平成26年3月	－	令和4年3月
4 大宮	平成26年4月	－	－	15 青島	平成26年3月	－	－
5 東大宮	平成26年3月	－	－	16 住吉	平成26年4月	－	令和2年4月
6 大淀	平成26年3月	－	－	17 生目	平成25年12月	平成26年～令和5年	－
7 大塚	平成25年12月	－	－	18 北	平成26年3月	－	－
8 憶	平成26年7月	平成26年～令和5年	－	19 佐土原	平成26年5月	－	－
9 大塚台	平成26年3月	－	－	20 田野	平成26年3月	平成26年～令和5年	－
10 生目台	平成24年3月	平成24年～平成28年 平成29年～令和3年 令和4年～令和8年	平成29年5月 令和4年3月	21 高岡	平成26年3月	平成26年～平成30年 令和元年～令和5年	令和元年9月
11 小松台	平成26年3月	－	－	22 清武	平成29年3月	－	－

## < 地域協議会 > 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域協議会への諮問は、これまでに7件で、平成26年以降は行われていないが、行政施策の情報提供をはじめ、公共施設の改廃等にあたっては、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例等に基づき、地域協議会の意見を聴きながら整備を行っている。（例：公民館等の設置など）

### 地域自治区地域協議会への諮問の状況

年度	地域自治区	諮問（答申）の内容
H18	北	・ 災害危険区域指定の条例制定について
H23	高岡	・ 宮崎市災害危険区域の指定（小山田・麓地区）について
		・ 宮崎市小山田児童遊園の廃止について
	大宮	・ 宮崎市南方児童公園遊園の廃止について
H24	高岡	・ 宮崎市災害危険区域の指定（片前・去川）について
H25	青島	・ 青島地域自治区における青島地域センターほか3施設の移転計画に関する意見について
H26	高岡	・ 宮崎市西高岡体育館の廃止・解体について



# <地域協議会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域協議会では、地域の意見を行政の施策に反映させるため、様々な地域課題について協議され、市長に意見書が提出されている。地域協議会の意見書で最も多い内容は、道路整備に関する事、次は防災施設に関する事となっており、施設等の整備に関するものも多い。

## 地域協議会からの意見書の提出状況（回数）

地域自治区	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	合計
中央東		1															1
中央西										1							1
小戸																	0
大宮			1							1							2
東大宮				1					1	1		1	1	1		1	7
大淀			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	13
大塚			1	1		1	1	1	1	1	1						8
檜		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	14
大塚台・生目台		1	1	1													3
大塚台					1					1				1			3
生目台						1		2	1							1	5
小松台	1			1	1		1				1			1			6
赤江								1	1		2		1				5
本郷														1			1
木花				1		1				1		1					4
青島							1										1
住吉																	0
生目			1						2		1	1	2				7
北		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
佐土原								1	1	1			1	1	1	1	7
田野												1					1
高岡																	0
清武														1	1	1	3
合計	1	4	7	8	5	6	6	8	10	10	8	7	7	9	4	7	107

## 意見書の内容（上位 15項目）

順位	内容	割合
1	道路整備	12.6%
2	防災施設（避難所等）・設備の設置	9.9%
3	公園の改修・新設	7.2%
4	河川の整備	6.3%
5	公民館の改修・新設	4.5%
	地域自治区事務所の強化	4.5%
8	防犯灯の設置	4.5%
	災害危険区域の防災対策	3.6%
11	地域コミュニティ活動交付金(増額・運用)	3.6%
	地域福祉（高齢者支援）	3.6%
15	環境美化（樹木の剪定）	2.7%
	地域教育（小学校の統廃合等）	2.7%
15	地域自治区の分離	2.7%
	排水設備の整備	2.7%
	地域まちづくり推進委員会の運営補助金の増額	1.8%
15	地域協議会の運営	1.8%
	自治会・自治会連合会の支援	1.8%
	小学校施設の改修	1.8%

■ 地域協議会

■ 地域まちづくり推進委員会

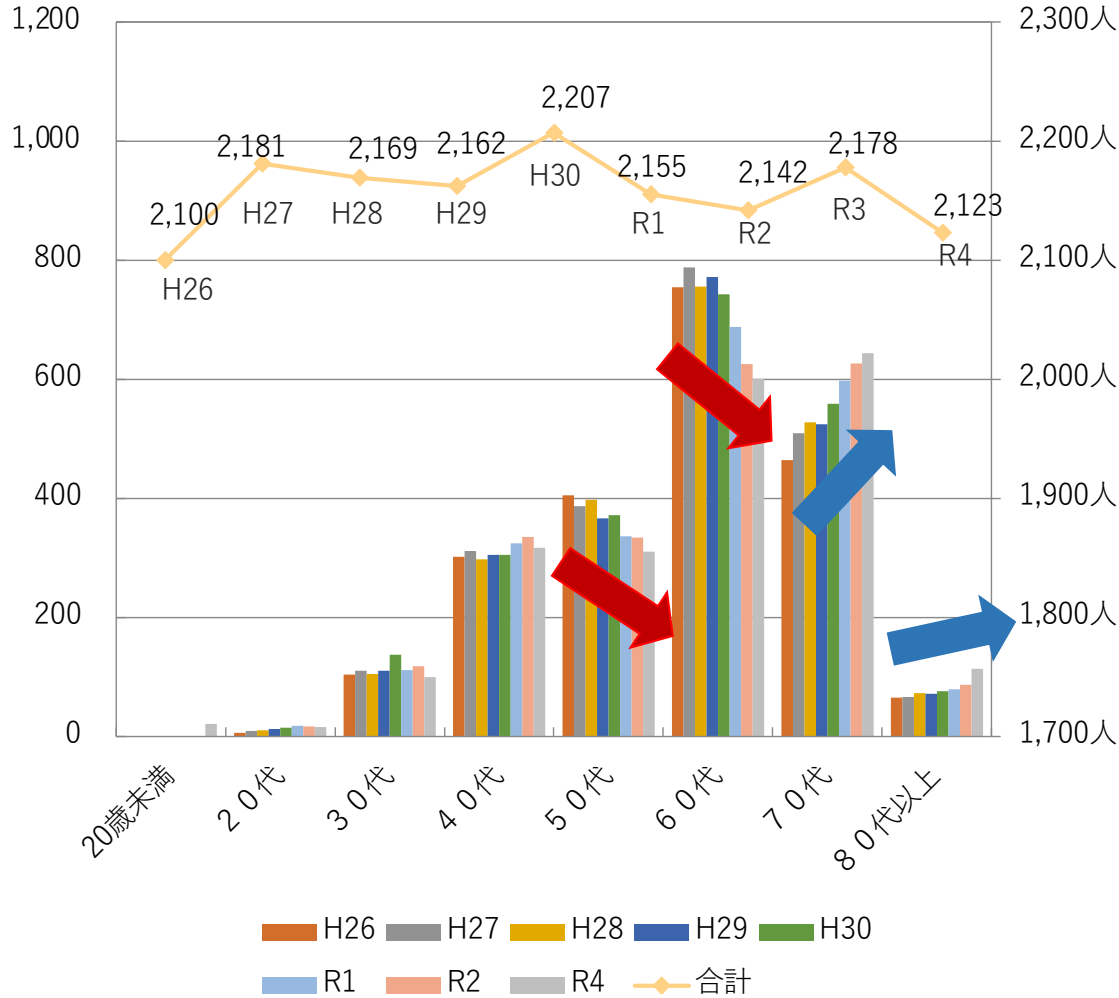
■ 地域自治区事務所・公立公民館等（行政）

■ その他

# <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

平成26年度以降の地域まちづくり推進委員会の構成員は、約2,100～2,200人で推移している。年代別の年度ごとの推移では、30代、40代は一定の割合で推移しており、50代、60代は年々減少し、70代、80代が増加する傾向が顕著となっている。

### 地域まちづくり推進委員会の部会員総数と年代層



年代	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
20歳未満	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	10人 0%	21人 1%
20代	6人 0%	9人 0%	11人 1%	13人 1%	15人 1%	18人 1%	17人 1%	15人 1%	16人 1%
30代	104人 5%	110人 5%	105人 5%	110人 5%	137人 6%	112人 5%	118人 6%	107人 5%	100人 5%
40代	302人 14%	312人 14%	298人 14%	305人 14%	305人 14%	324人 15%	335人 16%	315人 14%	317人 15%
50代	405人 19%	387人 18%	398人 18%	366人 17%	372人 17%	336人 16%	334人 16%	327人 15%	310人 15%
60代	754人 36%	788人 36%	756人 35%	772人 36%	743人 34%	688人 32%	625人 29%	648人 30%	601人 28%
70代	464人 22%	509人 23%	528人 24%	524人 24%	559人 25%	598人 28%	626人 29%	645人 30%	644人 30%
80代以上	65人 3%	66人 3%	73人 3%	72人 3%	76人 3%	79人 4%	87人 4%	111人 5%	114人 5%
合計	2,100人 100%	2,181人 100%	2,169人 100%	2,162人 100%	2,207人 100%	2,155人 100%	2,142人 100%	2,178人 100%	2,123人 100%

# <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域まちづくり推進委員会の構成員は、地域団体に属している方が主となっており、地域協議会委員も兼ねている方が一定数おられる。男女比は、約7：3となっており、地域協議会の男女比と大きな差はない。

## 令和4年度地域まちづくり推進委員会の構成団体と性別の状況

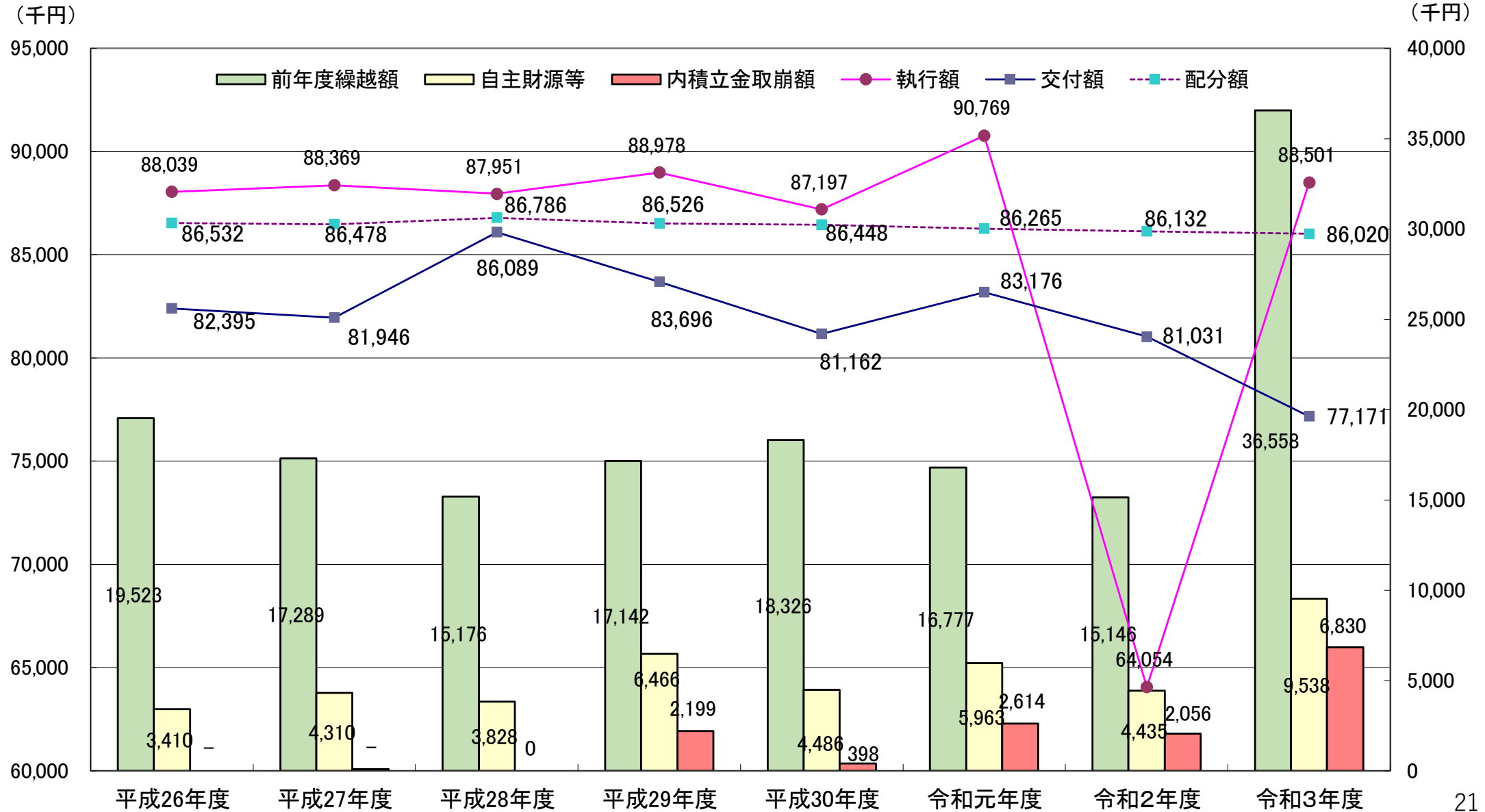
No.	名称	構成				男女別			No.	名称	構成				男女別						
		地域協議会	地域団体	公募	合計	男	女	合計			地域協議会	地域団体	公募	合計	男	女	合計				
1	中央東まちづくり推進委員会	6	14	40	60	29	31	60	15	青島地域まちづくり推進委員会	6	11	16	33	30	3	33				
2	中央西まちづくり推進委員会	3	16	39	58	30	28	58	16	住吉地域まちづくり推進委員会	11	73	42	126	82	44	126				
3	小戸まちづくり推進委員会	7	79	6	92	45	47	92	17	生日地区振興会	10	28	20	58	48	10	58				
4	大宮地域まちづくり推進委員会	9	85	13	107	85	22	107	18	北地区振興会	16	60	11	87	65	22	87				
5	東大宮地域まちづくり推進委員会	7	0	63	70	48	22	70	19	佐土原小学校区地域づくり協議会	1	82	0	83	60	23	83				
6	大淀地域まちづくり推進委員会	3	1	50	54	42	12	54	20	那珂小学校区地域づくり協議会	1	114	0	115	109	6	115				
7	大塚地域まちづくり推進委員会	20	47	9	76	51	25	76	21	広瀬小学校区地域づくり協議会	1	109	0	110	77	33	110				
8	憶地域まちづくり推進委員会	16	87	44	147	87	60	147	22	広瀬北小学校区地域づくり協議会	5	103	0	108	72	36	108				
9	大塚台地域まちづくり推進委員会	5	20	26	51	23	28	51	23	広瀬西小学校区地域づくり推進委員会	1	106	0	107	71	36	107				
10	生日台地域まちづくり推進委員会	0	34	0	34	22	12	34	24	田野まちづくり協議会	7	29	57	93	52	41	93				
11	小松台地域まちづくり委員会	13	31	0	44	28	16	44	25	高岡まちづくり委員会	3	21	4	28	17	11	28				
12	赤江地域まちづくり推進委員会	7	6	30	43	25	18	43	26	清武地域まちづくり協議会	7	82	8	97	80	17	97				
13	本郷まちづくり推進委員会	9	0	34	43	31	12	43	27	加納地域まちづくり協議会	1	103	14	118	89	29	118				
14	木花地域まちづくり推進委員会	7	47	27	81	63	18	81		合計	182	1388	553	2123	1461	662	2123				
											割合				8.6%	65.4%	26.0%	100.0%	68.8%	31.2%	100.0%

※地域協議会、地域団体、公募と重なる場合は、地域協議会にて計上し、カウントしている。

# <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域コミュニティ活動交付金の配分額は概ね86,000千円で推移している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、執行額が大きく下がり、令和3年度への繰越額が大きくなっている。

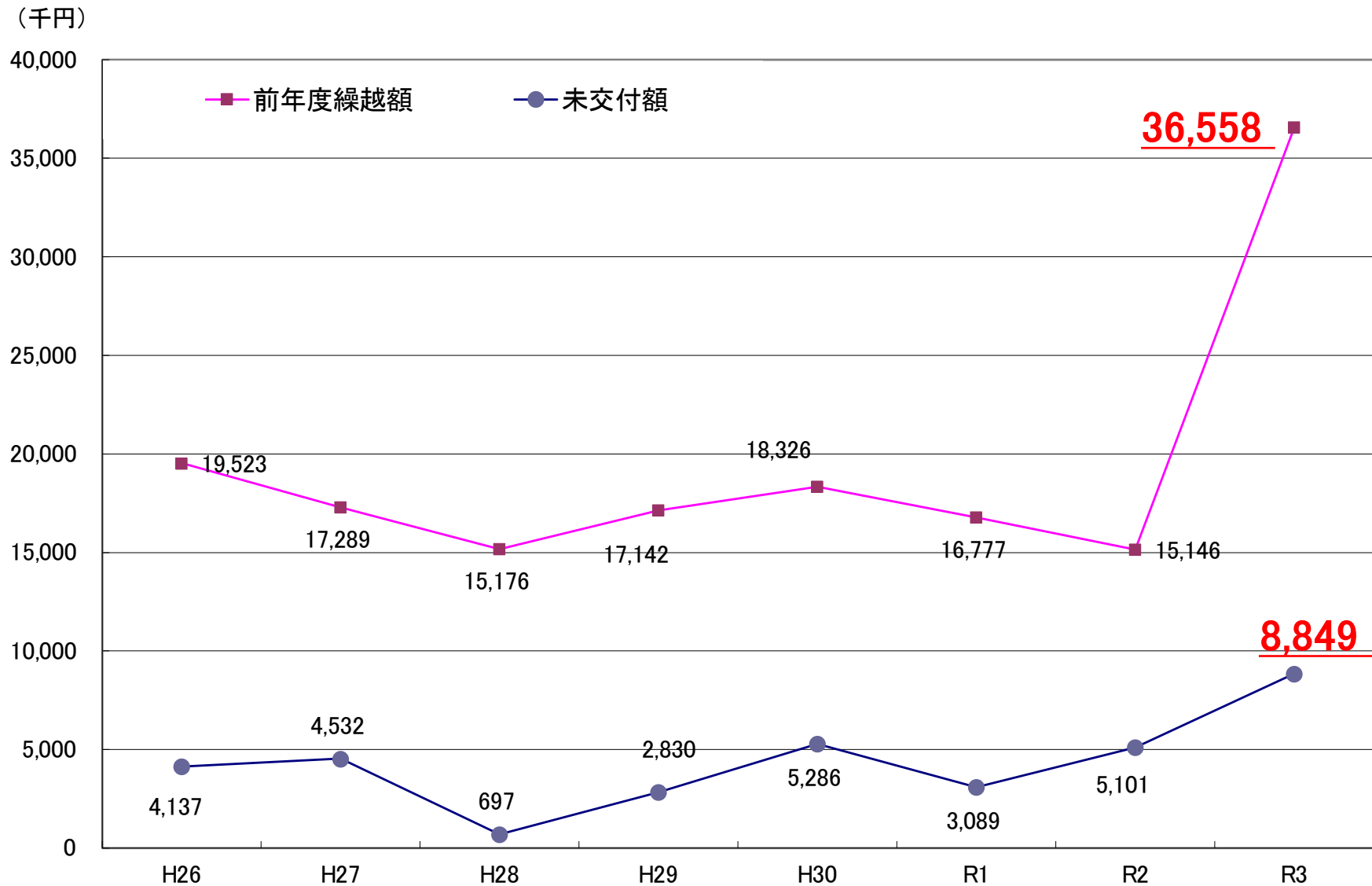
## 地域コミュニティ活動交付金の交付状況等の推移



## <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域コミュニティ活動交付金は、均等割・人口割で算出し地域に配分額を提示しているが、地域では配分額全てを執行されず、未交付額も生じている。未交付額については、翌年度の地域コミュニティ活動交付金全体額の財源として充当されることとなっている。

### 地域コミュニティ活動交付金の未交付額等の推移



# <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

令和3年度の事業数は433事業となっており、ここ数年では約400事業で推移している。  
防犯・防災については、全ての地域まちづくり推進委員会で取り組まれている。

まちづくり 推進委員会	防犯・防災			地域福祉			環境			地域再生			健康づくり			伝統文化			地域教育			その他			計		増減
	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	事業数	割合	増減	R3	R2	
中央東	6	35.3%	2	2	11.8%	1	2	11.8%	▲1	4	23.5%	1	0	0.0%	▲1	1	5.9%		1	5.9%		1	5.9%		17	15	2
中央西	3	15.0%		3	15.0%		2	10.0%		2	10.0%		0	0.0%		1	5.0%		4	20.0%		5	25.0%		20	20	
小戸	4	22.2%	1	5	27.8%		1	5.6%		1	5.6%	▲1	3	16.7%		1	5.6%		1	5.6%		2	11.1%		18	18	
大宮	2	8.7%		3	13.0%		2	8.7%		0	0.0%		5	21.7%		3	13.0%	▲1	5	21.7%		3	13.0%		23	24	▲1
東大宮	3	15.0%		2	10.0%	▲2	2	10.0%		1	5.0%		2	10.0%	2	6	30.0%	2	0	0.0%		4	20.0%		20	18	2
大淀	8	42.1%	▲2	0	0.0%		3	15.8%	1	3	15.8%	3	0	0.0%	▲1	2	10.5%	2	0	0.0%		3	15.8%		19	16	3
大塚	5	31.3%	1	5	31.3%	1	3	18.8%		0	0.0%		1	6.3%		0	0.0%	▲1	0	0.0%	▲4	2	12.5%	1	16	18	▲2
穂	5	21.7%		3	13.0%		3	13.0%		2	8.7%		2	8.7%	1	2	8.7%		3	13.0%	1	3	13.0%	▲2	23	23	
大塚台	3	17.6%		3	17.6%	▲3	2	11.8%		0	0.0%		3	17.6%		0	0.0%		3	17.6%		3	17.6%		17	20	▲3
生目台	1	8.3%		3	25.0%		1	8.3%		0	0.0%		1	8.3%		0	0.0%		1	8.3%		5	41.7%		12	12	
小松台	3	18.8%		3	18.8%		4	25.0%		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%		3	18.8%		3	18.8%		16	16	
赤江	4	30.8%	1	1	7.7%		1	7.7%		0	0.0%	▲1	0	0.0%		2	15.4%		0	0.0%		5	38.5%	1	13	12	1
本郷	4	20.0%		3	15.0%	1	5	25.0%		1	5.0%		0	0.0%		1	5.0%		1	5.0%		5	25.0%	2	20	17	3
木花	1	10.0%		1	10.0%	▲1	2	20.0%		1	10.0%		1	10.0%		3	30.0%		0	0.0%		1	10.0%		10	11	▲1
青島	4	30.8%		2	15.4%		2	15.4%	1	0	0.0%		0	0.0%	▲2	1	7.7%	1	2	15.4%	1	2	15.4%		13	12	1
住吉	4	22.2%	1	3	16.7%	1	1	5.6%	▲1	4	22.2%	▲1	2	11.1%		1	5.6%		2	11.1%	1	1	5.6%		18	17	1
生目	4	28.6%		2	14.3%		1	7.1%		2	14.3%	▲2	1	7.1%		2	14.3%		0	0.0%		2	14.3%		14	16	▲2
北	3	18.8%	1	3	18.8%		0	0.0%		4	25.0%		0	0.0%		0	0.0%		3	18.8%		3	18.8%	1	16	14	2
佐土原小	2	14.3%	1	3	21.4%		1	7.1%		1	7.1%		1	7.1%		1	7.1%		2	14.3%		3	21.4%		14	13	1
那珂小	2	20.0%		0	0.0%		1	10.0%		2	20.0%		2	20.0%		0	0.0%		0	0.0%		3	30.0%		10	10	
広瀬小	1	11.1%		1	11.1%	1	1	11.1%		3	33.3%		1	11.1%		0	0.0%		2	22.2%		0	0.0%		9	8	1
広瀬北小	2	16.7%	1	1	8.3%		1	8.3%		2	16.7%		1	8.3%		1	8.3%	1	1	8.3%		3	25.0%	▲1	12	11	1
広瀬西小	3	27.3%	1	2	18.2%		0	0.0%	▲1	1	9.1%		0	0.0%		1	9.1%		0	0.0%		4	36.4%		11	11	
田野	1	5.0%		5	25.0%		1	5.0%		6	30.0%	1	1	5.0%		0	0.0%		2	10.0%		4	20.0%		20	19	1
高岡	2	11.1%		4	22.2%	3	0	0.0%		7	38.9%	2	0	0.0%		2	11.1%		2	11.1%		1	5.6%		18	13	5
清武	2	11.8%		0	0.0%		2	11.8%		0	0.0%		2	11.8%		2	11.8%		1	5.9%		8	47.1%	3	17	14	3
加納	4	23.5%		0	0.0%		3	17.6%		2	11.8%	1	2	11.8%		3	17.6%		0	0.0%		3	17.6%		17	16	1
合計	86	19.9%	8	63	14.5%	2	47	10.9%	▲1	49	11.3%	3	31	7.2%	▲1	36	8.3%	4	39	9.0%	▲1	82	18.9%	5	433	414	19

# <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

事業継続年数が11年目を超えるものもあるが、地域では内容を見直したりして工夫しながら取り組まれている。また、地域では、住民ニーズや地域課題に応じて、新規事業を構築し取り組まれている。

事業継続年数別構成（令和3年度）						事業継続年数別構成（令和3年度）					
地区	1～3年目	4～6年目	7～10年目	11年目～	合計	地区	1～3年目	4～6年目	7～10年目	11年目～	合計
中央東	7	0	5	5	17	住吉	4	2	3	9	18
	41.2%	0.0%	29.4%	29.4%	-		22.2%	11.1%	16.7%	50.0%	-
中央西	2	3	7	8	20	生目	1	1	7	5	14
	10.0%	15.0%	35.0%	40.0%	-		7.1%	7.1%	50.0%	35.7%	-
小戸	2	0	9	7	18	北	4	1	2	9	16
	11.1%	0.0%	50.0%	38.9%	-		25.0%	6.3%	12.5%	56.3%	-
大宮	3	3	5	12	23	佐土原	2	1	2	9	14
	13.0%	13.0%	21.7%	52.2%	-		14.3%	7.1%	14.3%	64.3%	-
東大宮	13	0	4	3	20	那珂	1	0	0	9	10
	65.0%	0.0%	20.0%	15.0%	-		10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	-
大淀	9	4	4	2	19	佐土原	1	1	1	6	9
	47.4%	21.1%	21.1%	10.5%	-		11.1%	11.1%	11.1%	66.7%	-
大塚	3	3	5	5	16	広瀬北	2	1	1	8	12
	18.8%	18.8%	31.3%	31.3%	-		16.7%	8.3%	8.3%	66.7%	-
檉	1	2	6	14	23	広瀬西	0	0	1	10	11
	4.3%	8.7%	26.1%	60.9%	-		0.0%	0.0%	9.1%	90.9%	-
大塚台	5	1	3	8	17	計	6	3	5	42	56
	29.4%	5.9%	17.6%	47.1%	-		10.7%	5.4%	8.9%	75.0%	-
生目台	2	0	0	10	12	田野	1	4	4	11	20
	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	-		5.0%	20.0%	20.0%	55.0%	-
小松台	0	1	4	11	16	高岡	6	5	4	3	18
	0.0%	6.3%	25.0%	68.8%	-		33.3%	27.8%	22.2%	16.7%	-
赤江	5	2	3	3	13	清武	4	1	7	5	17
	38.5%	15.4%	23.1%	23.1%	-		23.5%	5.9%	41.2%	29.4%	-
本郷	8	4	8	0	20	加納	5	2	8	2	17
	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	-		29.4%	11.8%	47.1%	11.8%	-
木花	1	1	6	2	10	計	9	3	15	7	34
	10.0%	10.0%	60.0%	20.0%	-		26.5%	8.8%	44.1%	20.6%	-
青島	6	0	2	5	13	合計	98	43	111	181	433
	46.2%	0.0%	15.4%	38.5%	-		22.6%	9.9%	25.6%	41.8%	-



## <地域まちづくり推進委員会> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

事務局職員の賃金は、地域まちづくり推進委員会事務局運営補助金により支出されており、時間外手当や社会保険料も対象となっている。賃金の額は、地域で定めることができることとなっている。

### 令和3年度地域まちづくり推進委員会の職員体制と処遇

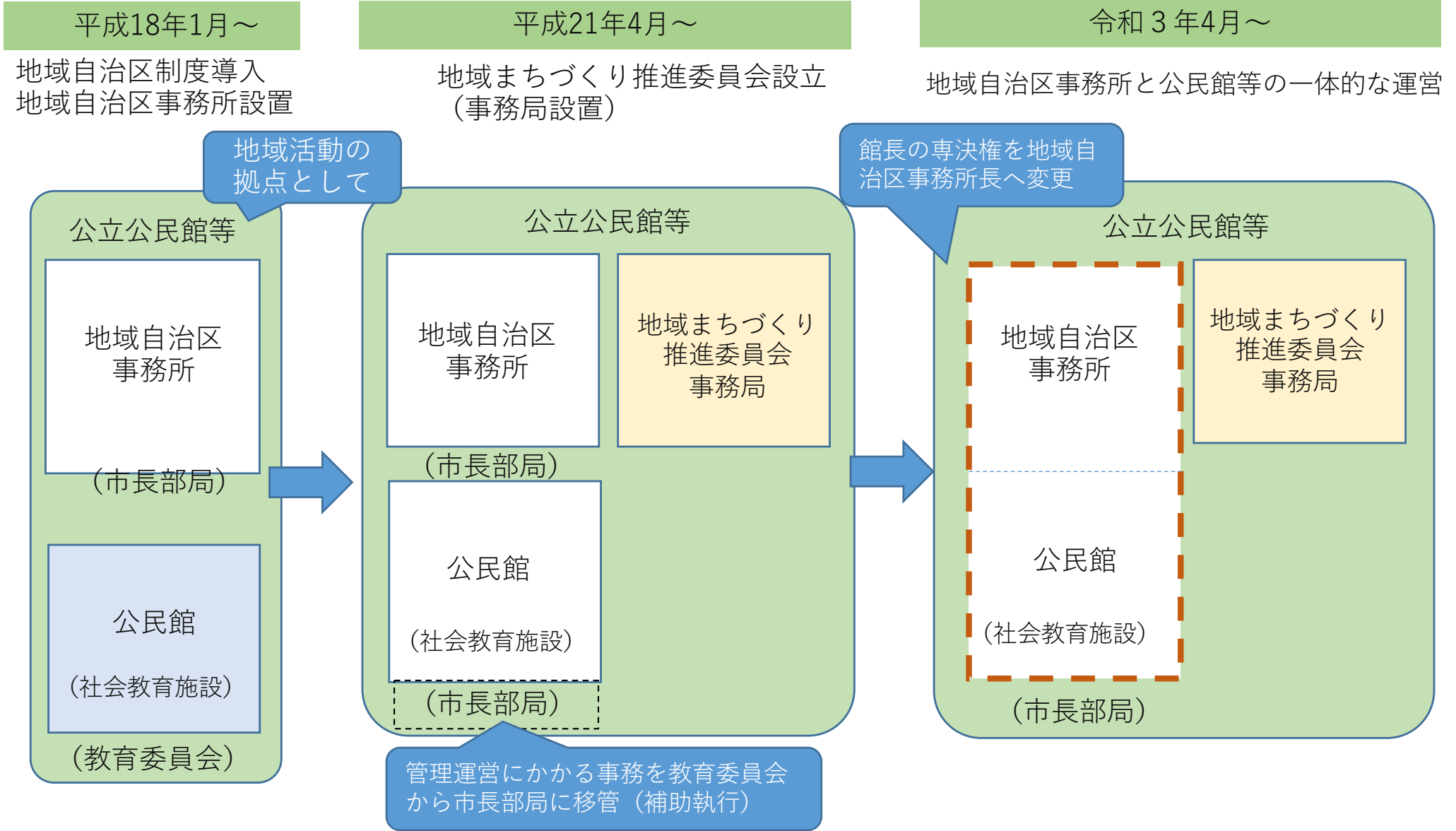
令和4年4月1日現在

地域	職員数	賃金		地域	職員数	賃金	
		事務局長	事務局員			事務局長	事務局員
中央東	2	-	時給870円	青島	2	月給120,714円	時給850円
中央西	3	-	時給820円	住吉	4	時給850円	時給830円
小戸	3	-	時給950円	生目	3	時給900円	
大宮	3	時給900円	時給800円	北	2	月給98,800円	月給93,600円
東大宮	4	時給820円		佐土原小	2	時給793円	
大淀	2	時給950円	時給900円	那珂小	2	時給850円	
大塚	4	時給900円	時給820円 時給800円	広瀬小	2	時給850円	
檜	3	時給850円		広瀬北小	2	時給850円	
大塚台	4	時給1,000円	時給900円	広瀬西小	2	日給5,600円	
生目台	3	時給850円		田野	3	時給900円	
小松台	3	時給850円		高岡	3	時給1,000円	時給930円 時給900円
赤江	3	-	月給71,400円	清武	2	時給840円	
本郷	2	-	月給71,400円	加納	2	時給840円	
木花	2	-	時給1,300円				

- 地域協議会
- 地域まちづくり推進委員会
- 地域自治区事務所・公立公民館等（行政）
- その他

<地域自治区事務所・公立公民館等> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

本市では、地域自治区事務所を設置するにあたり、公民館等が地域活動の拠点となるよう、物理的に可能な地域では、地域自治区事務所を公立公民館等の施設内または敷地内に設置してきている。



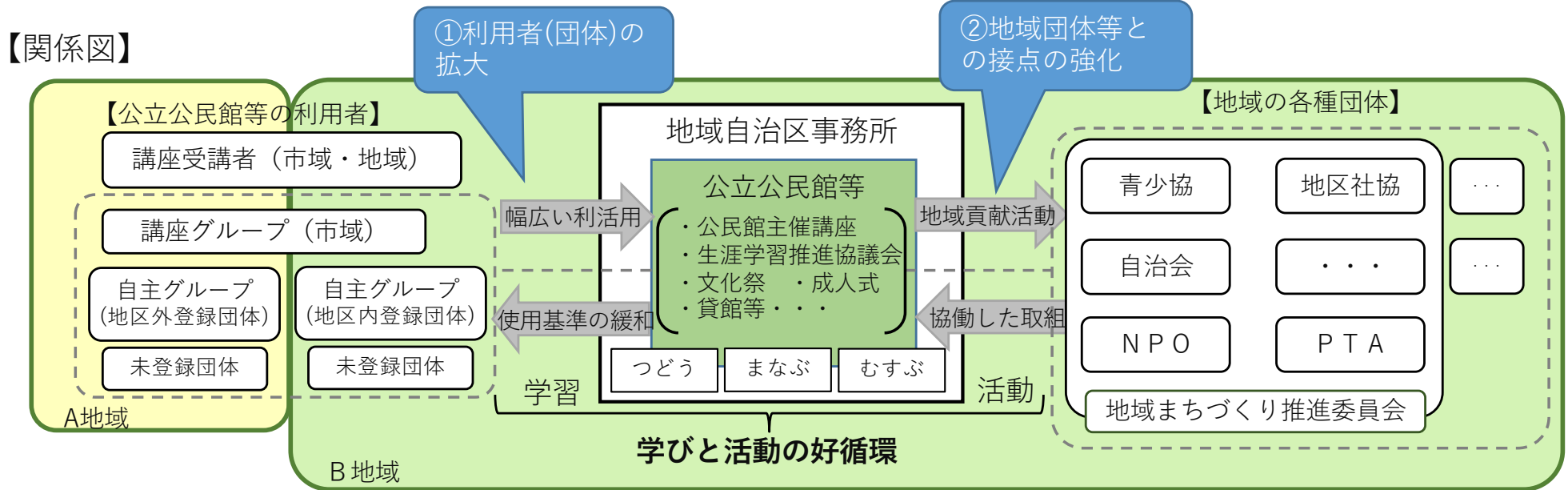
・物理的に可能な地域では、地域自治区事務所を同施設内または同敷地内に設置

・地域まちづくり推進委員会の事務局が地域自治区事務所や公立公民館等の公共施設に入居

・令和4年4月から公民館等の内、市長部局所管の交流センター等をコミュニティ施設に移行

## <地域自治区事務所・公立公民館等> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

公立公民館等が生涯学習と地域活動の拠点となるよう、住民が主体となった学びを促進し、その成果を地域の活動につなげていくため、地域の多様な団体等が利用しやすい施設にするとともに、利用者（団体）と地域との接点を強化するため、使用基準を見直している。



### 【使用基準の見直し】

#### ① 利用者（団体）の拡大

- ・最低登録人数（R3） → 利用人数が会議室5人（10人）以上、大集会室10人（15人）以上
- ・地区住民の割合（R3） → 地区内登録団体25%（50%）以上、地区外登録団体25%未満

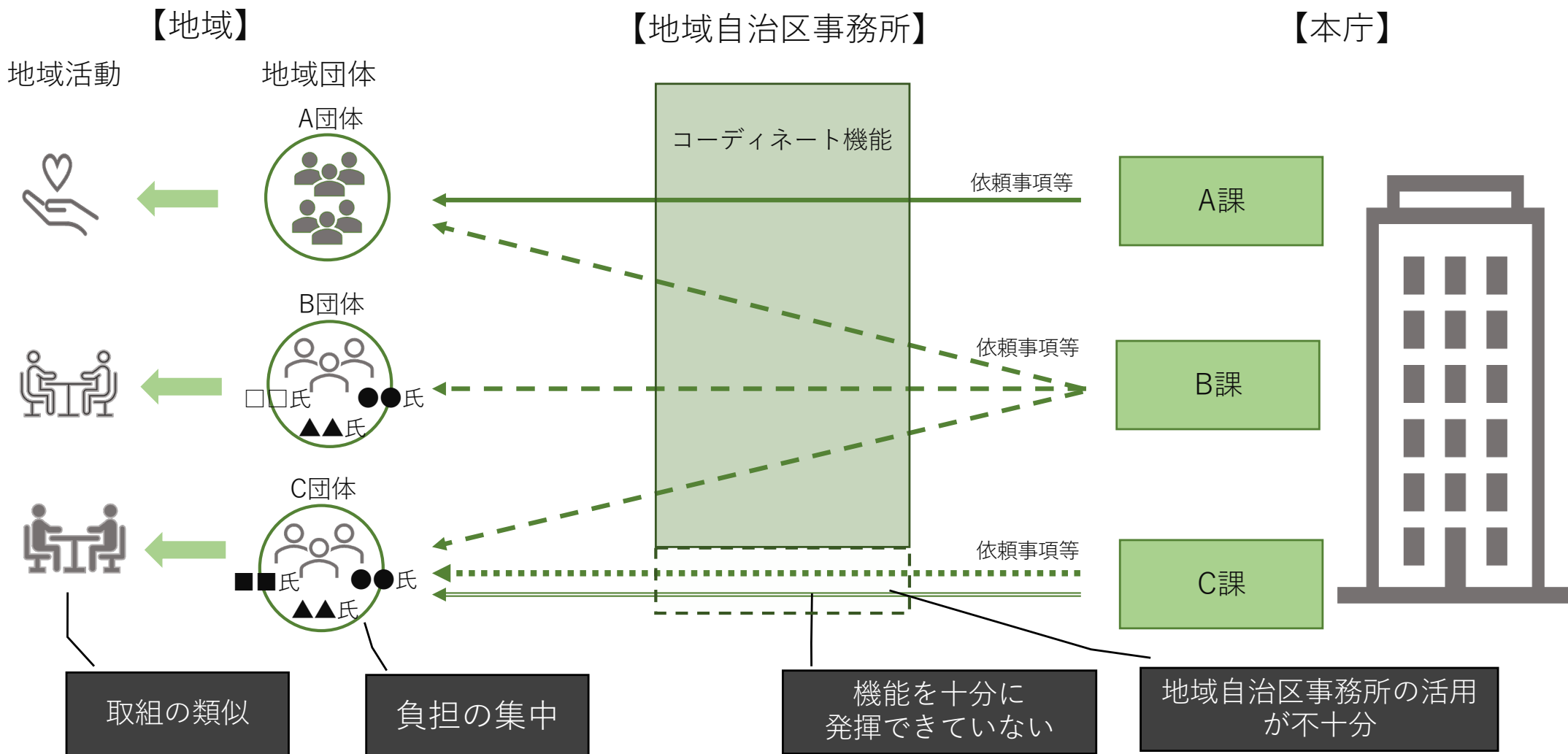
#### ② 地域団体等との接点強化

・自主グループ等の利用団体の登録に当たっては、**地域貢献活動の実施を条件**としている。住民ニーズや地域課題は、それぞれの地区で異なるため、地域まちづくり推進委員会等の地域団体の実情を踏まえ、地域自治区事務所や公民館等で調整し、設定するものとします。

#### 地域貢献活動（例）

- ・地区文化祭や成人式への協力
- ・公民館運営への協力（草刈・植栽等）
- ・公民館主催講座での講師
- ・市主催や地域主催の行事への協力
- ・地域におけるボランティア活動
- ・地域のまちづくり活動の協力

各部署が個々の目的を達成するため、地域に対して、それぞれ事業を展開しているため、地域力の分散や特定の人材に負担が集中している。また、地域自治区事務所は、コーディネート機能を十分に発揮できていない。

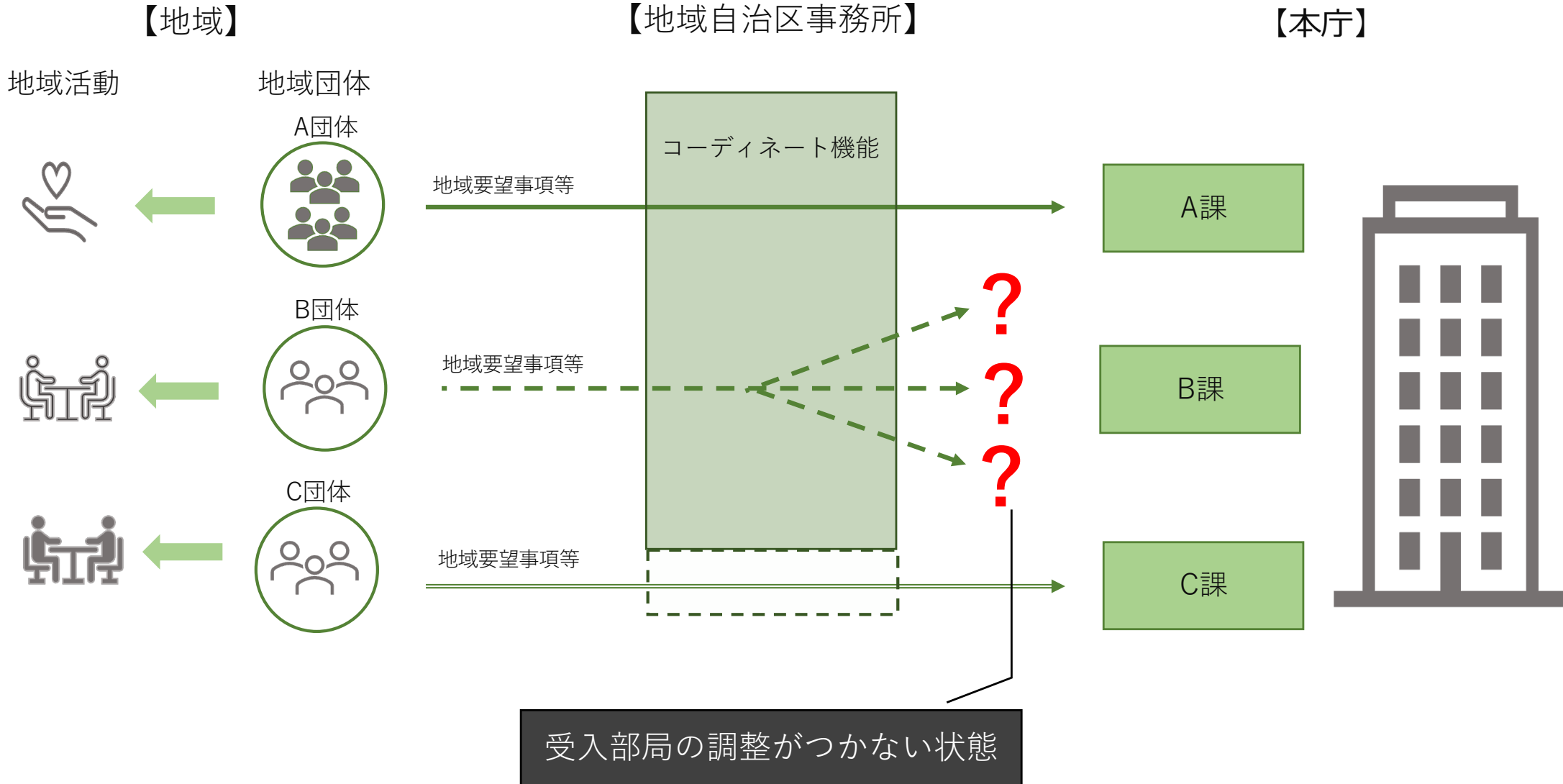


地域の団体では世代交代が進まず、特定の人材（団体）に負担が集中している。また、行政の各部署が個別に団体を支援することで、類似事業が生まれ、地域力を分散させている。

地域に最も身近な行政機関である地域自治区事務所に各部署の各種施策の「情報」等を集約し、地域の特性や実情に合わせて、コーディネートしていく必要があるが、その機能を十分に発揮できていない。各部署が地域に直接アプローチするなど、地域自治区事務所を十分に活用できていない。

<地域自治区事務所・公立公民館等> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域自治区事務所に集まった地域の各種団体からの情報や要望等は、地域自治区事務所が調整し、本庁の担当部局につないでいる。  
要望等の内容により、受入部局の調整がつかず、地域の求めに対し、対応できないことがある。



- 地域協議会
- 地域まちづくり推進委員会
- 地域自治区事務所・公立公民館等（行政）
- その他

# <活動区域> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

地域活動の区域が、地域団体等の活動区域や学校区と一致していないところがあるため、各種団体等が連携しにくいところがある。

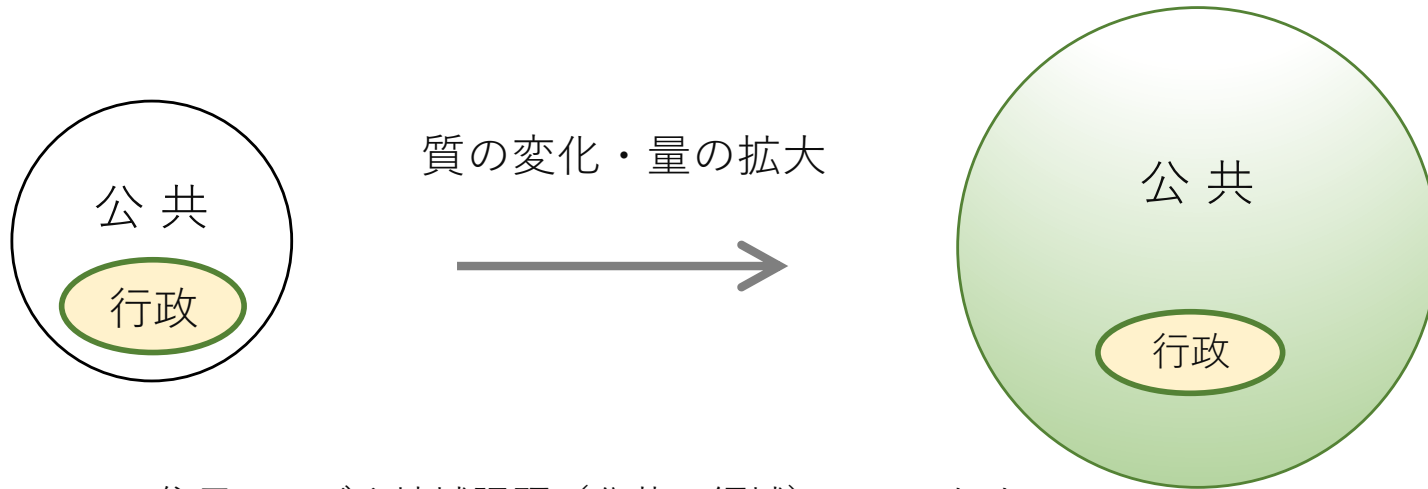
No.	地域自治区	地区公民館等	中学校	民生委員・ 児童委員協議会	地域包括 支援センター	地域まちづくり 推進委員会	自治会連合会	地区社協	地区体育会	花のまちづくり 協議会	地域自治区
1	中央西	宮崎西地区交流センター	宮崎西	中央西	中央西	中央西	中央西	中央西	中央西	中央西	中央西
2	小戸			小戸	小戸・橘	小戸	小戸	小戸	小戸	小戸	小戸
3	中央東	宮崎東地区交流センター	宮崎東	中央東		中央東・櫛北	中央東	中央東	中央東	中央	中央東
4		櫛	宮崎	橘	櫛		櫛	櫛	潮見	櫛	櫛
		櫛公民館	櫛	櫛北	櫛南			櫛			
5	大宮	大宮公民館	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮	大宮
6	東大宮	東大宮地区コミュニティセンター	東大宮	東大宮	東大宮	東大宮		東大宮	東大宮		東大宮
7	住吉	住吉公民館	住吉	住吉	住吉	住吉	住吉	住吉	住吉	住吉	住吉
8	佐土原	佐土原地区交流センター	佐土原	佐土原那珂	佐土原	佐土原小	佐土原	-	佐土原	佐土原	佐土原
		広瀬地区交流センター	広瀬	広瀬		那珂小					
		佐土原交流プラザ	久峰	久峰		広瀬北小					
						広瀬西小					
9	北	西部地区農村環境改善センター	宮崎北	北	北	北	北	瓜生野	北	北	
							倉岡				
10	高岡	高岡地区農村環境改善センター	高岡	高岡	高岡	高岡	高岡	-	高岡	高岡	高岡
11	生目	生目地区交流センター	生目	生目	生目・小松台	生目	生目	生目	生目	生目	生目
12	小松台					小松台	小松台	小松台		小松台	小松台
13	大塚台	生目南公民館	生目南	大塚台	大塚台・生目台	大塚台	大塚台	大塚台		大塚台	大塚台
14	生目台	生目台地区交流センター	生目台	生目台		生目台	生目台	生目台	生目台	生目台	生目台
15	大塚	大塚公民館	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚
16	大淀	大淀公民館	大淀	大淀	大淀	大淀	大淀	大淀	大淀	大淀	大淀
17	赤江	赤江公民館	赤江	赤江	赤江	赤江	赤江	赤江	赤江	赤江・本郷	赤江
		赤江東地区交流センター	赤江東	赤江東		赤江東	赤江東				
18	本郷	本郷公民館	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷	本郷
19	木花	木花公民館	木花	木花	木花・青島	木花	木花	木花	木花	木花	木花
20	青島	青島地区交流センター	青島	青島		青島	青島	青島	青島	青島	青島
21	田野	田野公民館	田野	田野	田野	田野	田野	-	田野	田野	田野
22	清武	清武地区交流センター	清武	清武	清武	清武	清武	-	清武	清武	清武
		加納地区交流センター	加納	加納		加納					



# <地域と行政の役割> 地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

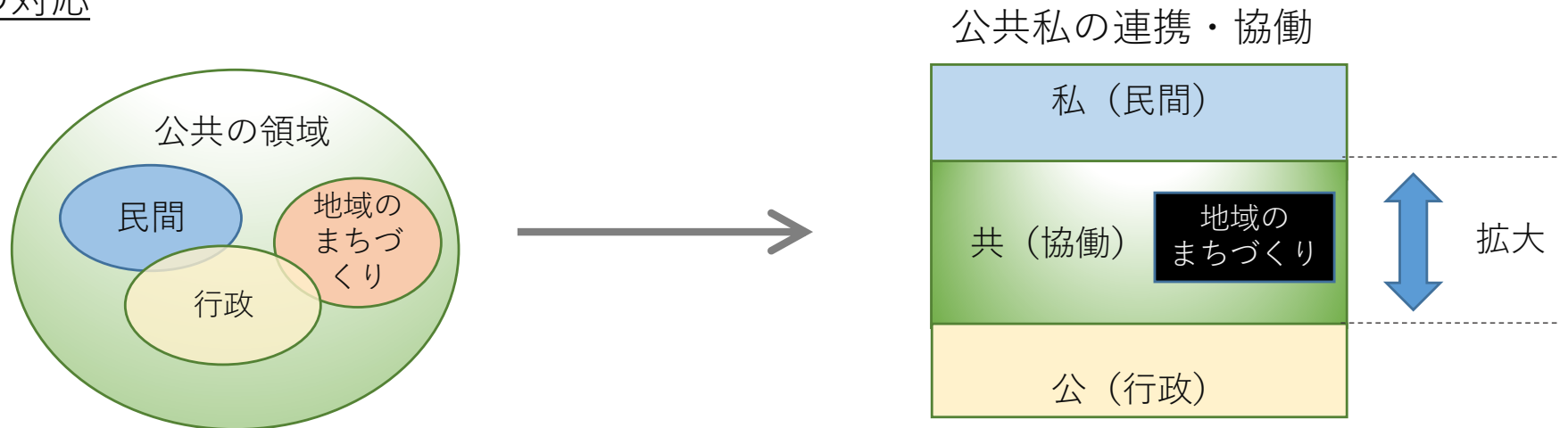
公共の領域（公共性・公益性のある活動領域）は、これまで地域や行政が担っていなかった領域に広がっており、今後も地域の課題は多様化し拡大していくことが予想される中、どのように対応していくべきかが重要になる。

## 公共の領域の拡大



- ・住民ニーズや地域課題（公共の領域）は、これまで地域や行政が担っていなかった領域に広がっている。

## 公共の領域への対応



公共の領域に対し、それぞれの連携協力もあるが、個別に対応している部分も多い。

公共私連携・協働のもと対応することが重要になる。

# 宮崎市における地域まちづくりのこれまでの成果（現状）と今後検討を要する事項

	これまでの成果	今後の地域まちづくりに向けて検討を要する事項	
地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の代表性 地域団体の代表で構成されているため、地域課題をはじめ団体の情報共有、団体間の連携・協体制度が構築できている。</li> <li>・地域の連携強化 地域の各種団体にアンケートを実施するなどして、地域の実態を把握し、団体間の調整をはじめ、課題解決に向けて協議されている地域もある。また、専門委員会を設置し、議論を深めている地域もある。</li> <li>・団体自治への参画(地域施策に対する意見具申) 市に地域施策の提言や改善など、多くの地域で意見書が提出されており、団体自治への参画が進んでいる。</li> <li>・地域まちづくりの取組の推進 地域の将来像と基本目標を定めた計画(地域魅力発信プラン)を適宜見直し、まちづくりの取組を推進している地域もある。 地域まちづくり推進委員会の取組について、計画や実績を協議し、意見を述べ、活発な協議が行われている地域もある。</li> <li>・地域協議会委員の住所要件 地方自治法の規定により、委員の住所要件があることで、より身近な人の集まりで、協議することができている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の形骸化・地域協議会の役割の認識不足 地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績報告の承認にとどまっている地域もあるほか、地域協議会の役割について、委員の認識に偏りがある地域もある。</li> <li>・住民組織の二重化・重層化、協議委員の高齢化・固定化(長期化) 地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の委員、その他の団体委員と重複しており、住民の負担に偏りがある。また、委員の高齢化・固定化等がみられるところもある。</li> <li>・諮問機関としての有効性 市の施策等を諮問するケースが少なく、機能が生かされていない面もある。</li> <li>・地域協議会委員の住所要件等 地方自治法の規定で、委員には住所要件があるため、地域内外を問わず、地域に必要な方を選任できないことがある。また、地域団体の代表者や役員は、男性が多いことから女性の委員を選任することが難しい地域がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動等の区域 地域自治区の区割りや、地域団体等の活動区域や学校区等と一致しないため、各種団体等が連携しにくいところがある。</li> <li>・地域と行政の役割分担 両者が担う事業領域に曖昧な部分がある。行政が地域に依頼する事業(事務)も多く、地域の負担となっている。</li> </ul>
地域まちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体のまちづくりの推進 地域住民の方が主体となって活動されることで、地域資源を活用するとともに、地域の実情に沿ったまちづくりが進展している。</li> <li>・ネットワーク組織としての補完性 地域協議会の承認を受けた公益性の高い団体として、個々の団体等では対応が困難な事業に、主体的に、あるいは、連携して取り組まれている。</li> <li>・課題解決型の取組の推進と基盤強化に向けた運営意識の醸成 地域福祉や環境など、地域課題の解決に向けた取組が増えてきている。公立公民館等と自らの事業との関係性に目を向け、公立公民館等の管理運営に関心を示す地域もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体の組織力の低下 人口減少や高齢化に伴い、活動者が固定化し、担い手の確保に苦慮している。現役世代がまちづくりに関わる“しかけ”(仕組みやきっかけ)が重要である。</li> <li>・多様化する住民ニーズや地域課題への対応 課題認識はあるものの、事業の見直しが難しい地域もある。また、人材の固定化・高齢化等の理由により、事業を廃止せざるを得ない状況が生じている。そのような中で、新たな取組を実施することが難しくなっている面もある。</li> <li>・人材の発掘・育成 地域課題の解決に向けた取組には、専門性が求められるものが出てきており、新たな視点を持って持続可能なまちづくりを推進するためには、人材の発掘・育成が重要である。</li> <li>・機動的・臨機応変な取組への対応 事業計画や実績報告、計画の変更には、地域協議会の承認が必要となっており、機動的・臨機応変な対応が難しい。</li> <li>・役員や事務局員の処遇、雇用の確保 役員等に手当(会長手当等)や事務局職員員の賃金等の処遇に改善を求める声があるほか、事務局職員員の確保に苦慮している(事務局員の固定化)地域もある。また、担い手不足等から事務局職員員の負担も増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重の評価と事務負担 地域まちづくり推進委員会が実施している事業を地域協議会が評価するとともに、地域コミュニティ活動交付金評価委員会が外部からの視点で評価を行っており、評価にあたって、負担は大きい。</li> </ul>
地域自治区事務所 公立公民館等 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に最も身近な行政機関としての地域活動等の支援 地域住民の意見調整や地域の各種団体との連絡調整、運営に関する協議等に応じ、取組を支援している。</li> <li>・出先機関としての行政サービスの提供 地域施策に係る地域への情報提供をはじめ、住民の日常生活の困り事などの相談を受けやすく、地域と本庁のつなぎ役となっている。</li> <li>・生涯学習と地域活動、防災の拠点 公立公民館等は、生涯学習だけでなく、地域住民の交流、まちづくり、災害時の避難所として、重要な拠点となっている。</li> <li>・公立公民館等の一体的な運営 館長の専決権や使用基準等の見直しにより、地域での学習の成果を地域活動につなげていくという認識が上ってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の地域への関わり方による住民負担の増加 各部局が直接、地域と関わることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりしている。(地域自治区事務所が情報を把握していないケースもある。)</li> <li>・地域協議会事務局としての機能 各部局が有する地域課題や情報のほか、地域施策の展開など、地域協議会への情報提供不足により、政策決定や意見調整の場として機能していない地域もある。</li> <li>・分掌事務と事務権限のあり方 地域から相談・要望や提言等があっても、地域自治区事務所では、本庁につなぐことしかできない。また、災害時に迅速な判断が求められる場合、地域事務所では対応に苦慮している。</li> <li>・地域まちづくりと公立公民館等の連携強化 公立公民館等の機能(つどい・まなぶ・むすぶ)が地域まちづくりに十分に生かされていないため、連携した取組を促進する必要がある。住民主体のまちづくりを推進するためには、職員のスキルアップが必要である。</li> <li>・補完性の原理と行政事務の整理 DX時代を受け、地域のことは地域で完結できるよう、市民サービスを含め、整理が必要である。</li> </ul>	

## 【総論】

持続可能な地域まちづくりを推進するために、  
どのように対応していくべきか。

（仕組みの最適化・再構築）

持続可能な発展（持続可能性）の概念

1987年国連「環境と開発に関する世界委員会」～われら共通の未来～

「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日世代のニーズを満たすような発展」

## 【各論】

### 1 地域まちづくりに係る地域組織のあり方

- ・地域まちづくり活動を持続可能なものとするために、性別や世代等にかかわらず、多様な主体の参画をどのように促し、組織体制を構築していくか。
- ・これまで地域のまちづくりを担ってきた活動者や新たな地域活動の担い手が、やりがいや生きがいを持って取り組める組織体制をどのように構築すべきか。

### 2 住民主体による地域組織の運営のあり方

- ・人口減少や少子高齢化など、社会環境が変容する中で、時代の変化に対応した地域組織の運営をどのように確保していくか。
- ・地域のまちづくりを担う人材の発掘・育成をどのように推進し、持続可能な組織運営を図っていくか。

### 3 地域まちづくりに係る行政支援のあり方

- ・地域自治区事務所は、行政の地域施策を踏まえ、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域コミュニティ活動交付金など、どのように地域への財政支援をすべきか。
- ・行政は、公民館等を地域活動の拠点とするために、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域への負担を軽減し、地域のことは地域で決定できるようにするためには、どのように支援すべきか。
- ・行政が担う領域と地域が担う領域をどのように整理していくべきか。